コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　KEYENCE CORPORATION

最終更新日：2016年12月5日

株式会社キーエンス
代表取締役社長　山本晃則
問合せ先：取締役経営情報室長　木村圭一
証券コード：6861
http://www.keyence.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスにつきましては、不公正・非効率な経営は企業価値を損なうだけでなく、会社の永続にとって重大な妨げになるとの認識のもと、会社構成員、とりわけ経営者の志と自己規律に磨きをかけ、徹底した対話によって経営理念、行動指針さらには戦略の社内共有化で実効を上げることを基本としております。取締役の人数を必要最小限に絞ったうえで、社内の情報の流れをよくし、論理優先で十分に議論を尽くして良い悪いを明確にしていく企業風土を維持することで、不正・不祥事の防止はもとより、絶えざる経営の効率化と意思決定・業務執行の迅速化によって競争力の強化と企業価値の向上をめざしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

[補充原則1ー2ー4]
株主が議決権行使を行いやすい環境の整備は必要と認識しております。海外投資家及び機関投資家の議決権行使状況の動向や、株主の皆様からのご意見を参考にしながら、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳等を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

[原則1ー4　いわゆる政策保有株式]
<政策保有に関する方針>
中長期的な事業拡大と持続的発展のために当社の企業価値の向上に資すると認められる場合において、取引関係の維持・強化の観点から保有しております。
<議決権行使に関する基本方針>
議決権行使については、中長期的な企業価値向上につながる経営が行われているかという視点に立ち、議案ごとに個別に判断を行うこととしております。

[原則1ー7　関連当事者間の取引]
当社と当社取締役間の利益相反取引については、取締役会の決議または所定の決議手続を通じて取引条件の相当性を確認しています。また、毎年取引の有無について関連当事者間取引調査を役員に実施し、利益相反により当社および株主の利益が損なわれることのないよう努めています。

[原則3ー1　情報開示の充実]
1）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
有価証券報告書「第2【事業の状況】-3【対処すべき課題】」に記載しています。
2）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
有価証券報告書「第4【提出会社の状況】-6【コーポレートガバナンスの状況等】に記載しています。
3）経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
有価証券報告書「第4【提出会社の状況】-6【コーポレートガバナンスの状況等】(1)-6」に記載しています。
4）経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
経営陣幹部・取締役候補については、当社の事業運営に関する豊富な知識と経験を持ち、的確かつ合理的な判断ができること、また高い倫理観を有し、遵法精神に富んでいることを基準として、総合的に選任・指名しております。監査役候補については、会計・財務・法務に関しての幅広い見識を有し、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できることを基準として、総合的に選任・指名しております。
上記の方針に基づき、代表取締役社長が提案し、取締役会で決議しております。
5）経営陣幹部、取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明
社外取締役および社外監査役の各候補者の選任理由について、株主総会招集通知にて開示しております。
また取締役・監査役の各候補者及び経歴については、株主総会招集通知に記載しております。

[補充原則4ー1ー1]
取締役会は、中長期的かつ持続的に企業価値を向上させるため、法令または定款で定められた事項の他、取締役会規則に定めた経営に関わる重要な業務執行および意思決定を行っております。
取締役会の決議事項以外の重要な事項については、取締役から経営陣に委任しており、重要事項決裁規程等の社内規程により業務執行権限や責任の範囲を明確に定めております。

[原則4ー8　独立社外取締役の有効な活用]
当社では会社経営等に必要な専門分野において豊富な経験と実績を有し、高い見識を持って当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、役割・責務を果たしていただける2名の独立社外取締役を選任しております。

[原則4ー9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]
当社では、会社法および東京証券取引所が定める独立性基準に従い、独立役員である社外取締役を選任しています。

[補充原則4ー11ー1]
取締役会は、中長期的かつ持続的に企業価値を向上させるため、十分な議論を行い、重要な意思決定を行うとともに、業務執行を監督しています。その役割を果たすため、当社の取締役および監査役は、多様な視点や経験かつ高度なスキルを持ち合わせたメンバーで構成されることが必要だと考えております。

[補充原則4ー11ー2]
株主総会参考書類において、各取締役・監査役の他の上場会社役員の兼務状況を開示しております。

[補充原則4ー11ー3]
取締役会においては、法定事項のみならず、経営に関する重要な業務執行についての背景・目的・進捗状況など、各取締役からの丁寧な説明や報告を踏まえたオープンかつ十分な議論により、適法かつ適正な意思決定及び業務執行に対する適切な監督を行っております。
取締役会での議論を通じ、その実効性は確保されていると評価しております。

[補充原則4ー14ー2]
役員等に就任するにあたって、カリキュラムとして善管注意義務、忠実義務、受託者責任義務等の研修機会を設けていますが、その後も法律改正や新たな取り組みやリスク課題等に対応できるよう、必要に応じてアップデートのための研修や講習会等に出席しています。

[原則5ー1　株主との建設的な対話に関する方針]
1）当社は、株主との建設的な対話を合理的な範囲で積極的に行い、その目的を相互に理解するよう努めています。株主との対話については、担当役員が統括し、株主の平等性の観点から専門部署が対応しています。
2）建設的な対話を補助するために、経理・財務・広報・IR等に関連した部署が連携しながら、開示資料の作成、IR情報の共有及び必要に応じたスキルアップへの取り組み、IR体制の検討等を行っております。
3）株主との面談については、原則個別面談形式で対応していますが、株主からの要望等必要に応じて電話会議等も行い、当社に対する理解度の向上に努めております。
4）株主からの意見については、経営陣へフィードバックして共有する仕組みを構築しております。
5）インサイダー情報の管理に関しては、役員及び従業員によるインサイダー未然防止を図るとともに、情報管理の徹底と適時適切な開示を行うことを目的とした「インサイダー取引管理ルール」を制定し、関係法規等の遵守に努めています。決算発表前の期間は、沈黙期間として投資家との

対話・取材を差し控えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ティ・ティ	10,867,993	17.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,225,000	8.59
滝崎武光	4,688,618	7.71
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人　香港上海銀行東京支店)	2,457,790	4.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,162,700	3.55
第一生命保険株式会社	898,285	1.47
JPMC OPPENHEIMER JASDEC LENDING ACCOUNT (常任代理人　株式会社三菱東京UFJ銀行)	807,491	1.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	774,500	1.27
岡本光一	738,229	1.21
JP MORGAN CHASE BANK 380055 (常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部)	726,193	1.19

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

直前事業年度が3ヵ月変則決算であり、3. 企業属性　直前事業年度における(連結)売上高につきましては、27年6月期と28年3月期の単純合算による12ヵ月間の数値に基づき記載しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤本　眞人	公認会計士								△			
田辺　陽一	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤本　眞人	○	当社の会計監査を担当する有限責任監査法人トーマツに過去所属しておりましたが、当社の監査に関与した経験はありません。	公認会計士としての高い専門性と、客観性、中立性を重視。 〈独立役員指定理由〉 独立役員としての要件を充たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、適任と考えるため。
田辺　陽一	○	同氏がパートナーを務める色川法律事務所と当社との間には取引関係はありません。	弁護士としての豊富な経験と高い専門性を重視。 〈独立役員指定理由〉 独立役員としての要件を充たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、適任と考えるため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人とは半期毎の会計監査結果の報告会など定例的な打合せを持っており、会社の内部体制、取締役の職務執行などに対して十分な監視機能を有しております。また、内部監査を実施している監査チームと協力し、各拠点の実地監査を行っている他、定期的に打合せを行っております。

社外監査役の選任状況	選任している

社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
北山　裕昭	他の会社の出身者										△			
小河　耕一	他の会社の出身者										△			
武田　英彦	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北山　裕昭	○	過去所属しておりました株式会社三井住友銀行とは定常的な銀行取引がありますが、取引額は僅少です。	客観性、中立性を重視。人的関係、資本的関係その他利害関係がない。 〈独立役員指定理由〉 独立役員としての要件を充たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、適任と考えるため。
小河　耕一	○	過去所属しておりました株式会社みずほ銀行とは定常的な銀行取引がありますが、取引額は僅少です。	客観性、中立性を重視。人的関係、資本的関係その他利害関係がない。 〈独立役員指定理由〉 独立役員としての要件を充たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、適任と考えるため。
武田　英彦	○	同氏が代表を務める公認会計士武田英彦事務所と当社との間には取引関係はありません。	公認会計士としての高い専門性と、客観性、中立性を重視。 〈独立役員指定理由〉 独立役員としての要件を充たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、適任と考えるため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

経営責任を明確にするとともに業績向上へのインセンティブを高めるため、社外取締役以外の取締役については連結営業利益に連動した変動報酬型としております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、取締役、監査役及び社外役員の区分ごとに、報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数を記載しており、連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して、個別開示を行っております。
また、事業報告において、取締役、監査役及び社外役員の区分ごとに、報酬等の総額並びに対象となる役員の員数を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額の決定に関する方針につきましては、役員報酬内規に基づき、株主総会の決議による報酬総額の限度内において決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外役員には専従スタッフは配置しておりませんが、社外監査役は監査チームが連携する体制をしいております。あわせて社外役員は社内の各種重要会議に出席しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

コーポレート・ガバナンスの体制面につきましては、当社では監査役制度を採用しております。
各機関及び部署における運営、機能及び活動状況は、以下のとおりです。
1. 取締役会
取締役は社外取締役2名を含め10名と少人数で迅速かつ密な情報交換を行うことで監督と執行を両立させております。
2. 監査役
監査役監査につきましては、社外監査役3名(常勤監査役1名)が実施しております。監査役は取締役会をはじめ社内の各種重要会議に出席しております。また、内部監査を実施している監査チームと協力し、各拠点の実地監査も行っております。
会計監査人とは半期毎の会計監査結果の報告会など定例的な打合せを持っており、会社の内部体制、取締役の職務執行などに対して十分な監視機能を有しております。
3. 会計監査人
会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツを監査人に選任し、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査に係る監査契約を締結しております。
4. 内部監査体制
内部監査として、専任の監査チームを設置しております。国内外の各拠点における業務・運用の適正性、効率性を中心に内部監査を実施しており、監査結果その他の情報は定期的に、また必要に応じて代表取締役社長に報告されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

コーポレート・ガバナンスにつきましては、不公正・非効率な経営は企業価値を損なうだけでなく、会社の永続にとって重大な妨げになるとの認識のもと、会社構成員、とりわけ経営者の志と自己規律に磨きをかけ、徹底した対話によって経営理念、行動指針さらには戦略の社内共有化で実効を上げることを基本としております。取締役の人数を必要最小限に絞ったうえで、社内の情報の流れをよくし、論理優先で十分に議論を尽くして良い悪いを明確にしていく企業風土を維持することで、不正・不祥事の防止はもとより、絶えざる経営の効率化と意思決定・業務執行の迅速化によって競争力の強化と企業価値の向上をめざしております。
また、経営の透明性の確保及びコーポレートガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役を選任しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日でなく、6月中旬に実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当部署：経営情報室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境方針を策定し、推進しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

コーポレート・ガバナンスにつきましては、不公正・非効率な経営は企業価値を損なうだけでなく、会社の永続にとって致命的な妨げになるとの認識のもと、会社構成員、とりわけ経営者の志と自己規律に磨きをかけ、徹底した対話によって経営理念、行動指針さらには戦略の社内共有化で実効を上げることを基本としております。取締役の人数を必要最小限に絞ったうえで、社内の情報の流れをよくし、論理優先で十分に議論を尽くして良い悪いを明確にしていく企業風土を維持し、不正・不祥事の防止はもとより、絶えざる経営の効率化と意思決定・業務執行の迅速化によって競争力の強化と企業価値の向上をめざしております。

コーポレート・ガバナンスの体制面につきましては、当社では監査役制度を採用しており、監査役3名の全てが社外監査役であります。監査役に専従スタッフは配置しておりませんが、監査チームが連携する体制をしいており、また監査役は社内の各種重要会議に出席しております。一方、取締役は社外取締役2名を含め10名と少人数で迅速かつ密な情報交換を行うことで監督と執行を両立させております。
内部統制の仕組みにつきましては、専門部署による実地監査のほか、情報がすばやく伝達され牽制機能が発揮される仕組みを構築しております。

1．当社並びに当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
全ての役職員が共有する価値観と行動規範を明確にした指針を定め、定期的な教育を実施し、その遵守徹底やコンプライアンス意識の周知徹底を図り、また取締役会で見直しを行いその実効性を確保する。
2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録、企画・報告書等取締役の職務執行に関わる情報については、社内規則に基づき、保存・管理する。
各取締役及び各監査役の請求があるときは、これを閲覧に供する。
3．当社並びに当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス・環境・災害・品質管理・輸出管理などに関わるリスクについては、それぞれの対応部署で必要に応じ規則・ガイドラインを制定し、管理責任者を特定するとともに、研修の実施、マニュアルの作成・配布を行う。新たに生じたリスクへの対応が必要な場合には、それぞれの部署責任者から取締役会に報告し、リスク管理体制を改善する。
4．当社並びに当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
全社に影響を及ぼす重要な事項等については、多面的な検討を経て適正に決定するため、定例的な役員連絡会等を開催するほか、職務権限と意思決定の手順を明確化する。また各事業部の業績推進については、定例報告会にて検討、管理を行う。
5．当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
経営管理面の重要事項については、事前に協議・検討を行う運用を実施するとともに、業績推進面における事項についても定期的に報告を受けるものとする。
6．当社並びに当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
内部監査部署の監査を適宜実施する。災害時の緊急連絡窓口部署は、国内会社及び海外会社それぞれを所管する部署とし、適宜・適切な助言・支援を行うものとする。
7．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
求められた場合は監査役の同意を得て監査役を補助すべき使用人を選定する。
8．上記7．に掲げる使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。
9．上記8．に掲げる使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
10．当社並びに当社子会社の取締役、監査役、使用人及びこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
役員連絡会、事業部連絡会、組織監査連絡会等の定例会議への監査役出席を確保するとともに、代表取締役及び取締役との定例ミーティングを実施する。監査役への報告する事項として以下とする。
1．役員会で審議・報告された事項
2．当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
3．内部監査部署が実施した内部監査の結果
4．役職員の重要な違法行為
11．上記10．の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社並びに当社子会社への監査役へ報告を行った役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
12．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法三百八十八条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

参考資料「模式図」をご覧ください。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を持ちません。また反社会的勢力による不当要求は断固拒絶します。
当社は、上記の基本的な考え方及び反社会的勢力から接触があった場合の対応を「コーポレートポリシー」に明記し、社内に周知・徹底しております。反社会的勢力からの不当な要求に対しては、対応統括部署が警察や弁護士など外部専門機関と速やかに連携を取り対処します。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【参考資料：模式図】

